## 学校において予防すべき感染症一覧

分類	<b>種類</b>	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ 病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロ ナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの に限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベ ータコロナウイルス属MERSコロナウイルス であるものに限る。)及び特定鳥インフルエ ンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフ ルエンザをいう。次号及び第19条第2号イに おいて同じ。)	感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療 に関する法律(以下、 「感染症法」とい う。)の一類感染症と 結核を除く二類感染症 を規定
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染するもので学 校において流行を広げ る可能性が高い感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜 炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	学校教育活動を通じ、 学校において流行を広 げる可能性がある感染 症

学校保健安全法施行規則第18条(感染症の種類)